

教育委員会会議提出議案

第61号

福岡県指定文化財の指定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和8年3月13日
教 育 長

(理由)

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項、第29条第1項及び第37条第1項の規定により、福岡県指定文化財の指定をしようとするものである。

福岡県指定文化財の指定について

1 新規指定案件

- (1) 櫻井大神宮（有形文化財（建造物）：糸島市）・・・・・・・・・・ 3
- (2) 紙本著色戸次道雪像 附 旧表具 一点（有形文化財（絵画）：柳川市）・ 7
- (3) 紙本著色立花宗茂像 附 旧箱 一箇 旧表具 一点（有形文化財（絵画）：柳川市）・・・・・・・・・・ 10
- (4) 平野家文書（有形文化財（古文書）：北九州市）・・・・・・・・・・ 13
- (5) 線香花火製作技術（無形民俗文化財（民俗技術）：みやま市）・・・・ 17
- (6) 秋月藩主黒田家墓所（記念物（史跡）：朝倉市）・・・・・・・・・・ 21
- (7) 関門層群脇野亜層群産出魚類化石群（記念物（天然記念物）：北九州市）・・・・・・・・・・ 25

2 追加指定兼名称変更案件

- (1) 大濱流灌頂大燈籠絵 附大燈籠絵箱 一箇（有形民俗文化財：福岡市）・・ 29

3 福岡県指定文化財の指定について（答申）・・・・・・・・・・ 33

1 新規指定案件

(1) 櫻井大神宮（建造物：糸島市）

1 物件の表示

類型等	有形文化財（建造物）
名称	櫻井大神宮（さくらいだいじんぐう）
構造及び形式	本殿 桁行一間、梁間一間、切妻造、平入、茅葺 玉串殿 桁行二間、梁間正面一間、背面三間、切妻造、妻入、茅葺 拝殿 桁行三間、梁間二間、切妻造、平入、茅葺 附 棟札 7 枚（寛文 6 年、貞享 2 年、宝永 2 年、享保 10 年、 文化 2 年、慶応 2 年 2 枚）
員数	3 棟 附 棟札 7 枚
所在地	糸島市志摩櫻井
所有者	宗教法人櫻井大神宮
所有者の住所	糸島市志摩櫻井 4222

2 物件の概要

本件は、糸島半島北部の糸島市志摩櫻井の相菌地区^{あいぞの}に位置し、櫻井神社境内の南西奥の光寿山麓^{こうじゆさん}に境内を構える。境内は南東を正面とし、本殿、玉串殿^{たまぐしでん}、拝殿が中軸線を揃えて建つ。祭神は天照大御神^{あまてらすおおみかみ}、豊受大御神^{とようけのおおみかみ}である。

櫻井大神宮は、慶長 15 年（1610）の櫻井神社の創建後、福岡藩 2 代藩主である黒田忠之^{ただゆき}が神託を受けたことを契機に、伊勢神宮の内宮と外宮から祭神を勧請して社殿を建立し、伊勢の社家である橋本氏を当社に招き神事を務めさせた。創建時の社殿は寛永 2 年（1625）に建立され、正保 2 年（1645）から 20 年毎に社地を交代して新たに社殿を建て替える式年遷宮が江戸時代を通じて執行された。櫻井大神宮の境内北東側の一段低い平場は、式年遷宮時に用意されたもう一つの社地であり、現在「古殿地^{こでんち}」と称される。

櫻井大神宮の棟札は、寛文 6 年（1666）、貞享 2 年（1685）、宝永 2 年（1705）、享保 10 年（1725）、文化 2 年（1805）、慶応 2 年（1866）の計 7 枚が確認されている。いずれも式年遷宮時の造営棟札であり、神社名を「伊勢兩太（大）神宮」「兩太神宮」と記し、寄進者である福岡藩主、奉行、大工、神主等の名前が記されている。慶応 2 年棟札には、「奉建立伊勢兩太神宮願主筑前國主宰相源朝臣齊溥隨先例改營之矣」と記され、福岡藩 11 代藩主である黒田齊溥^{なりひろ}の寄進により、先例に従って社殿が改築されたことを示す。明治時代になると廃藩置県によって藩主の庇護を失い、式年遷宮による造営は途絶えたが、

社殿は茅葺屋根の葺替や部分修理によって現在まで良好に維持されている。

本殿は、桁行一間、梁間一間、切妻造、平入、茅葺で、反りのない屋根や両妻に独立棟持柱を有する点など、伊勢神宮の正殿を模範とするいわゆる神明造^{しんめいづくり}の特徴がみられる。玉串殿は、桁行二間、梁間正面一間、背面三間、切妻造、妻入、茅葺である。拝殿は、桁行三間、梁間二間、切妻造、平入、茅葺である。

3 指定の理由

本件は寛永2年の創建後、正保2年から慶応2年まで、20年毎に式年遷宮が執行され、歴代の福岡藩主によって社殿が造営された。現在の社殿は最後の式年遷宮にあたる慶応2年に造営されたものである。これらのうち、本殿は県内で希少な江戸時代の神明造の本殿であり、伊勢神宮の式年遷宮の制度と社殿形式に倣って建立されている。いずれの社殿も当初材の保存状態は良好であり、式年遷宮によって福岡藩直営により造営された社殿の唯一の遺構として重要である。また、現存する江戸時代の棟札群からは、寄進者や大工、造営年代などが記されており、現在の社殿の建築年代や由緒を示すとともに、当社の式年遷宮の造営体制や来歴を示す重要な史料である。以上の理由から、福岡県指定有形文化財（建造物）として指定し、保護しようとするものである。

【参考文献】

『福岡県の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書』（福岡県教育委員会、1984年）

『福岡県指定文化財桜井神社本殿他修理工事報告書』（志摩町教育委員会、1996年）

『新修志摩町史 下巻』（志摩町、2009年）

日野綾子『狩野派の地方的展開黎明期の実態についての研究-福岡藩御抱え絵師・尾形家を中心に-』九州歴史資料館、2024年



図1 櫻井大神宮位置図（国土地理院地図を基に作成）

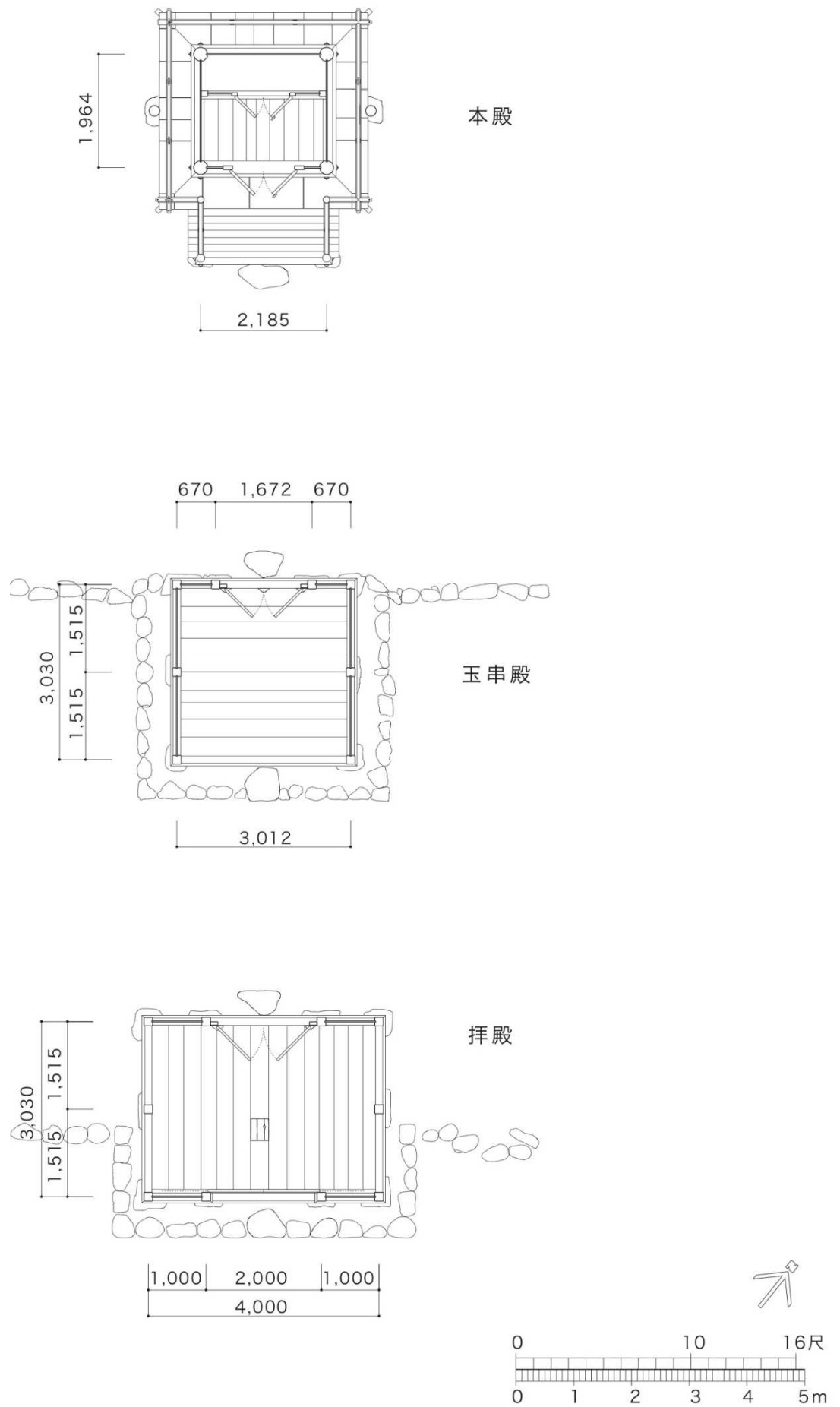


图2 櫻井大神宮平面图 (1/100)



图3 櫻井大神宮本殿



图4 櫻井大神宮玉串殿



图5 櫻井大神宮拝殿

(2) 紙本著色戸次道雪像 附 旧表具 一点 (有形文化財 (絵画) : 柳川市)

1 物件の表示

類型等	有形文化財 (絵画)
名称	紙本著色戸次道雪像 附 旧表具 一点 (しほんちゃくしよくべっきどうせつぞう つれたり きゅうひょうぐ 1てん)
員数	1幅
所在地	ふくごんじ 福嚴寺 (柳川市奥州町32-1)
所有者	宗教法人福嚴寺
所有者の住所	柳川市奥州町32-1

2 物件の概要

本件は、戦国時代の武将である戸次道雪 (? ~ 1585) を描いた肖像画で、柳川藩主立花家の菩提寺である黄檗宗の梅岳山福嚴寺に伝わる。紙本著色の掛幅装で、本紙は縦 96.9 cm、横 48.9 cm である。賛文の着賛時期から、寛永元年 (1624) 頃の制作と推定される。

像主である戸次道雪は、豊後大友氏の庶流戸次氏に生まれ、大友宗麟の重臣として活躍した。柳川藩初代藩主立花宗茂を息女闇千代の婿に迎え、家督を継がせたことでも知られる。現存する道雪の肖像画としては、本件のほか、三柱神社所蔵本 (江戸時代後期 ~ 明治期か) が知られるが、制作時期は本件の方が古く、道雪の肖像画としては最古の作例となる。

本件の道雪は、小袖に羽織と赤い絡子を着用し、腰に刀を差し、軍配を手にして上畳の上に安坐する姿で描かれる。像主の傍らには太刀が表される。面貌表現は、見開かれた大きな眼や「へ」の字に結ばれた唇、眉間に寄った皺などが特徴的であり、像主の厳格で気迫のある人となりを想起させる。

画の作者や流派は不明だが、絵画表現は堅実であり、専門的画法を学んだ絵師により描かれたことが推測される。人物を画面上に大きく配置する構図は、中世の武家肖像画の画風を残した表現といえる。特に、眼力のある面貌表現や堂々とした体軀を想起させる衣文線の表現は、型を用いる形式化した制作が通例である肖像画のなかでも、像主の人となりを描出しようとする意識が強く感じられる点が特徴的である。

本件の伝わる福嚴寺は、もとは筑前立花山麓の立花山梅岳寺という曹洞宗の寺院で、道雪の墓所であった。豊臣秀吉の九州平定後に宗茂が柳川に城を構えた際、梅岳寺は柳川に移され、その後田中吉政が筑後一国を領した際に一時廃滅となるも、元和 6 年 (1620) に柳川に再入封した宗茂により寺は再興され、立花家の菩提寺となった。この時点では曹洞宗

あるいは臨濟宗であったとされる。その後、寛文9年（1669）に、柳川藩第3代藩主の立花鑑虎あきとら てつもんどう ちが鉄文道智を招請したことにより、梅岳寺は宗派を臨濟宗黄檗派に改め、福嚴寺と改名し再出発を果たした。本件の上部の賛文きんぶんは、福嚴寺が黄檗派に改宗する以前に、梅岳寺の住持じゅうじによって寛永元年（1624）に書されており、前身である梅岳寺時代からの立花家菩提寺としての寺の歴史を物語っている。またこの着賛時期は、宗茂の柳川再入封の時期とも近いことから、道雪の菩提寺の再興に伴い本図が制作されたことも十分に考えられる。

なお、本件には修理前の旧表具が残存し、軸首には杏葉紋が刻まれる。肖像画制作当時の表具とみられ、附資料として貴重である。

3 指定の理由

本件は、寛永元年（1624）頃に制作された、柳川藩初代藩主立花宗茂の養父である戸次道雪を描いた最も古い肖像画である。作者は不明だが、専門的画法を学んだ絵師により描かれたとみられる堅実な画風であり、像主の人となり強調された肖像表現が特徴的である。立花家の菩提寺である福嚴寺に伝わる由緒ある作品であり、福嚴寺の前身である梅岳寺の住持により賛が書される点も、寺や柳川藩の歴史を物語るものとして評価される。また、残存する旧表具は、本件制作当時のものとみられ、附資料として貴重である。

福岡地域の近世諸藩に係る武家肖像画のなかでも初期の作例として、歴史上及び絵画史上に重要な資料であることから、福岡県指定有形文化財（絵画）として指定し、保護しようとするものである。

【参考文献】

- 『九州の寺社シリーズ7 筑後柳川福嚴禪寺』（九州歴史資料館、1985年）
- 中野等『立花宗茂』（吉川弘文館、2001年）
- 守屋正彦『近世武家肖像画の研究』（勉誠出版、2002年）
- 柳川市教育委員会編『柳川の美術1・3』（柳川市、2005年・2013年）
- 柳川市史編集委員会編『柳川の歴史6 近世柳川の武家文化』（柳川市、2023年）



図1 福巖寺位置図（広域）



図2 紙本著色戸次道雪像

(3) 紙本著色立花宗茂像 附 旧箱 一箇 旧表具 一点 (有形文化財 (絵画) : 柳川市)

1 物件の表示

類型等	有形文化財 (絵画)
名称	紙本著色立花宗茂像 附 旧箱 一箇 旧表具 一点 (しほんちゃくしよくたちばなむねしげぞう つれたり きゅうばこ 1こ きゅうひょうぐ 1てん)
員数	1幅
所在地	福厳寺 (柳川市奥州町32-1)
所有者	宗教法人福厳寺
所有者の住所	柳川市奥州町32-1

2 物件の概要

本件は、柳川藩初代藩主である立花宗茂 (1567~1642) を描いた肖像画で、立花家の菩提寺である黄檗宗の梅岳山福厳寺に伝わる。紙本著色の掛幅装で、本紙は縦 120.7 cm、横 56.5 cmである。賛文の着賛時期から、寛永 20 年 (1643) 頃の制作と推定される。

像主である立花宗茂は、永禄 10 年 (1567) に大友家の武将、高橋紹運の長男として生まれた。天正 9 年 (1581) に戸次道雪 (立花鑑連) に請われ養子となる。豊臣家の九州平定に伴い天正 15 年には柳川に入封、文禄・慶長の役で勇名を馳せた。関ヶ原合戦で西軍に加担したため改易となったのちは奥州棚倉へ入封するが、元和 6 年 (1620) に再び柳川藩主に復帰し、柳川藩の礎を築いた。

本件の宗茂は、上畳の上に、墨地に透かし文様を施した袍をまとう束帯姿で、絡子を着用し、笏を手にして安坐する姿で描かれる。面貌は、眼光が鋭く威厳のある表情で表現される。像主の傍らには鞘に祇園守紋が表された太刀が配され、絡子や表袴には、立花家の家紋である祇園守紋及び杏葉紋が表される。

画の作者や流派は不明だが、頭部を平たく顔の輪郭を四角張って描く表現や、皺の描線、飾り太刀等の描き方は、同寺に伝わる「紙本著色戸次道雪像」(寛永元年 [1624] 着賛) と近似している。しかし、絵画表現にやや相違があること、両図の制作推定時期に約 20 年の開きがあることから、本件と「紙本著色戸次道雪像」の作者は異なる絵師であることが想定される。道雪と宗茂の繋がりを示すために、先行作例である「紙本著色戸次道雪像」を参照し近似した表現を用いながら、同一系統の絵師により描かれたことが推測される。太刀や

法体姿を示す絡子というモチーフ、衣冠束帯姿からは、宗茂の時代に柳川藩主として確たる地位を得た立花家を官位を得た格の高い武家として描出しようという意識が看取される。

現存する宗茂の肖像画としては本図も含めて計5点が知られるが、本件は宗茂の没した寛永19年(1642)の翌年の着賛があり、最も制作時期が古い。次に制作時期が古いとされる立花家史料館所蔵本が、絵師は不明ながらも画面が整理され形式化した江戸時代の武家肖像画の特徴を表しているのに比較すると、本件にみえる人物を大きく配置する構図や体の動きに硬さのある絵画表現には、中世の武家肖像画の画風が残っている。

本件の伝わる福厳寺は、もとは筑前立花山麓の立花山梅岳寺という曹洞宗の寺院で、戸次道雪の墓所であった。豊臣秀吉の九州平定後に宗茂が柳川に城を構えた際、梅岳寺は柳川に移され、その後田中吉政が筑後一国を領した際に一時廃滅となるも、元和6年(1620)に柳川に再入封した宗茂により寺は再興され、立花家の菩提寺となった。この時点では曹洞宗あるいは臨済宗であったとされる。その後、寛文9年(1669)に、柳川藩第3代藩主の立花鑑虎^{あきとら}が鉄文道智^{てつもんどうち}を招請したことにより、梅岳寺は宗派を臨済宗黄檗派に改め、福厳寺と改名し再出発を果たした。本件の上部の賛文は、福厳寺が黄檗派に改宗する以前に、梅岳寺時代の住持^{じゅうじ}によって寛永20年(1643)に書されており、前身である梅岳寺時代からの立花家菩提寺としての寺の歴史を物語っている。

なお、本件には旧箱と旧表具が残存している。旧箱蓋裏の朱漆書からは、立花家家臣の十時三弥助^{ととき}惟保が本件を梅岳寺に寄附したことが分かる。宗茂の没後翌年という着賛時期に鑑みると、本件は一周忌の法要に向け制作されたものと考えられる。また、旧表具の軸首には杏葉紋と祇園守の図が刻まれる。旧箱、旧表具ともに肖像画制作当時のものとみられ、制作背景や家紋の成立を考えるうえで重要である。

3 指定の理由

本件は、寛永20年(1643)頃に制作された、柳川藩初代藩主立花宗茂を描いた最も古い肖像画である。作者は不明だが、専門的画法を学んだ絵師により描かれたとみられる堅実な画風で、先行する「紙本著色戸次道雪像」の絵画表現を継承しつつ、衣冠束帯姿や家紋の描写により武家として確たる地位を得た立花家を強調する表現が特徴的である。立花家の菩提寺である福厳寺に伝わる由緒ある作品であり、福厳寺の前身である梅岳寺の住持により賛が書される点も、寺や柳川藩の歴史を物語るものとして評価される。また、残存する旧箱及び旧表具は、本件制作当時のものとみられ、附資料として貴重である。

福岡地域の近世諸藩に係る藩主の肖像画のなかでも初期の作例として、歴史上及び絵画史上に重要な資料であることから、福岡県指定有形文化財(絵画)として指定し、保護しようとするものである。

【参考文献】

- 『九州の寺社シリーズ7 筑後柳川福厳禅寺』（九州歴史資料館、1985年）
中野等『立花宗茂』（吉川弘文館、2001年）
守屋正彦『近世武家肖像画の研究』（勉誠出版、2002年）
柳川市教育委員会編『柳川の美術1・3』（柳川市、2005年・2013年）
柳川市史編集委員会編『柳川の歴史6 近世柳川の武家文化』（柳川市、2023年）



図1 紙本著色立花宗茂像

(4) 平野家文書（有形文化財（古文書）：北九州市）

1 物件の表示

類型等	有形文化財（古文書）
名称	平野家文書（ひらのけもんじょ）
員数	2巻、34冊、78通
所在地	北九州市立自然史・歴史博物館（北九州市八幡東区東田2-4-1）
所有者	平野氏貞
所有者の住所	北九州市小倉南区中吉田1丁目23-10

2 物件の概要

本件は、北九州市小倉南区中吉田の綿都美神社宮司平野家に伝来した中世から近現代にかけての古文書2巻、34冊、78通からなる。時代ごとの内訳は、中世文書が24通（卷子装、2巻）、近世文書が12冊・22通、近現代文書が22冊・56通である。昭和54年（1979）、中世文書と近世文書の一部が「平野文書24通附関係近世文書23点」として北九州市有形文化財（古文書）に指定され、平成元年（1989）に修理が行われている。現在、全ての史料が北九州市立自然史・歴史博物館に寄託されている。

中世文書で最も古い文書は、武藤崇観が「豊前国吉田村氏社」に「禊畑四段廿」を寄進した元徳2年（1330）10月11日「武藤崇観（頼村）寄進状」である（1号文書）。崇観は少弐氏の一族で「先祖開発私領豊前国吉田村」の「総領職」を有していたが、北条氏一門の規矩高政に味方した罪で所領を没収された。元弘4年（1334）、崇観は「宿願」を果たすため豊前国規矩郡吉田村にあった龍王宮（現：綿都美神社）、八幡宮、氏社に田畑を「神田」として寄進したが（2号文書）、この「宿願」とは鎮西探題北条英時の滅亡後、規矩高政・糸田貞義が帆柱山城で反乱を起こした際、その勝利を祈願したものと考えられる。

暦応3年（1340）、周防介某により三社の神田一町三段が安堵される（3号文書）。これは元弘4年に崇観が寄進した「吉田分壹町参段」であると思われる。さらに、大内義弘が豊前守護となると、永徳3年（1383）吉田大宮司の訴えにより「八幡・氏社・龍王三社神領壹町七段廿」を安堵される（6号文書）。この神領には元徳2年の「禊畑四反廿」が含まれており、これは元徳2年の崇観の寄進分である。延徳4年（明応元年・1492）には、「御上洛御用」のため「豊前國中寺社領半分」に対し、門司氏頼・頂吉氏通を奉行として半済が賦課されたが（8号文書）、「氏社免四反廿代」は不知行であるとされて

いる（9号・11号文書）。また、元弘4年に寄進された元倉畑・沼尻・円堀^(マツ)・大サウキの「吉田分壹町参反」が半済賦課の対象となり、五段は不知行という（10号文書）。永正17年（1520）、大内義興が吉田八幡宮大宮司の氏貞に対して吉田保社領及び龍王宮免田を暦応3年の裁許（3号文書）に任せて安堵した（13号文書）。

天文13年（1544）、八幡宮での神事の際、喧嘩により「当社大宮司左馬大夫」が百姓四郎衛門を殺害したが、四郎衛門の弟新四郎が大宮司宅に押し入り、周辺に放火をするなど「御法度」に背いたため、新四郎は流罪、左馬大夫が大宮司に安堵された（14号文書）。左馬大夫は通称を源三郎といい、天文12年（1543）に左馬大夫の官途を所望し、推挙された（39-15号文書）。天文16年（1547）、大内氏奉行人の飯田興秀^{いいだおきひで}は左馬大夫に対し、当社領内西光寺相拘分について、貞和3年（1347）の境目四至証文（4号文書）に基づき、これまでのとおり社家の進退となったことをしかるべしとする（17号文書）。左馬大夫は、「吉田郷内八幡御領」の「壺町参段」を安堵された（23号文書）。この所領は永禄11年（1568）の社領差出にもみえており（20号文書）、元弘4年の「吉田分壹町参段」が根本所領となっていたようである。

龍王宮吉田大宮司氏は八幡宮、氏社の管理を行っており、八幡宮は浜宮八幡宮と称して、のちに沼^{ぬま}に遷座し、沼八幡宮となったとされる。また、八幡宮の敷地内には「塩浜」があったことがわかり、当時の社領経営の一端を窺うことができる（4号文書）。

近世文書は、龍王宮宮司が平野氏を名乗り、京都の吉田家から代々神道裁許状^{しんどうさいきょじょう}（神職等に発行された免許状）を授与されたことが分かる一連の文書群である。延宝2年（1674）と元禄7年（1694）の覚書（25・26号文書）では、神殿が焼失し、「龍王宮縁起」が失われたが、「社領書物」は大内氏のものが伝わっているという。「龍王宮古書記一切写」（39号文書）は伝来する中世文書を全て写した史料で、このなかには既に逸失した中世文書2点（39-15・39-20号文書）の写しも含まれている。

延宝2年及び元禄7年の覚書には「吉田村社人市太夫」「平野市太夫」が見え、龍王宮・八幡宮の社領は祖父である大宮司左馬大夫に付けられたことを村の年寄らが存知していることが記されている。中世の吉田大宮司氏は、この頃までに平野氏を名乗るようになったようである。

元禄11年（1698）、吉田村龍王の祀官平野氏正に対して、神事参勤時に折烏帽子・狩衣の着用を認める神道裁許状が発給されたのを始めとして、平野家代々に対して折烏帽子・狩衣の着用を認める神道裁許状が出されている。他に、龍王宮の遷宮の記録や龍王社・八幡社・氏社大山祇明神の社殿・拝殿・祭神等の概要を提出した取調帳の控、神道における葬祭の次第を記した史料、元治元年（1864）の奉幣使下向に際しての先例（文

化度奉幣使) 調査や対応等についての史料等が注目される。

明治に入って龍王社は綿都美神社と改称し、明治5年(1872)、平野氏文は小倉県から吉田村綿都美神社及び沼村八幡大神の祠掌となった。氏文は企救郡吉志村・恒見村・恒見浦の保長、戸長を歴任し、企救郡五番学区学務委員となっている。明治19年(1886)、氏文は士族に列せられた。他に、明治20年(1887)の縣社和布刈神社の保存資金下賜嘆願書の草稿や明治32年(1899)及び大正5年(1916)の遷宮記録、明治天皇の「御不例御癒祈願祭」の参拝者名簿・奉納記録等、近代の綿都美神社及び地域の歴史を知ることができる史料が含まれる。

本件は、数少ない少弐氏庶流の関連史料をはじめ、大内氏による中世龍王宮等三社の支配について明らかにするものであり、さらに近世以降の宮司平野家及び地域の歴史を明らかにすることができる文書群である。

3 指定の理由

平野家文書は、豊前国における大内氏関連の中世史料として著名であるのみならず、近世から近代に至るまでの綿都美神社(龍王宮)関係史料が宮司平野家にまとまって伝来した史料群である。神社の中世から近代にかけての動向とそれに伴う地域及び平野家の歴史を明らかにすることから、福岡県有形文化財(古文書)として指定し、保護しようとするものである。

【参考文献】

北九州市立歴史博物館編『豊前史料集成二 豊前 平野文書』(小倉藩政史研究会、1984年)



図1 綿都美神社位置図(広域)

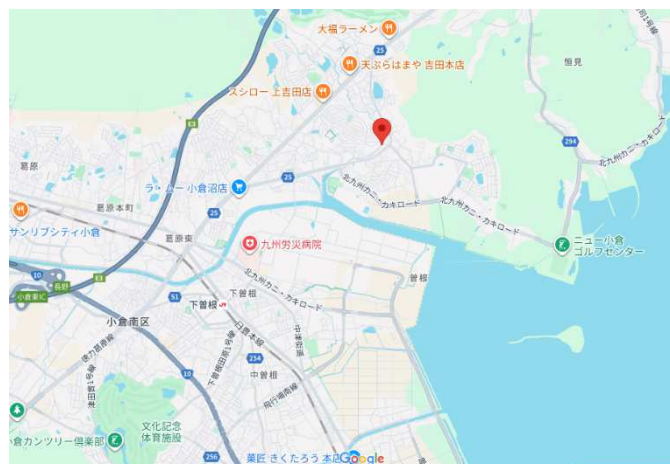
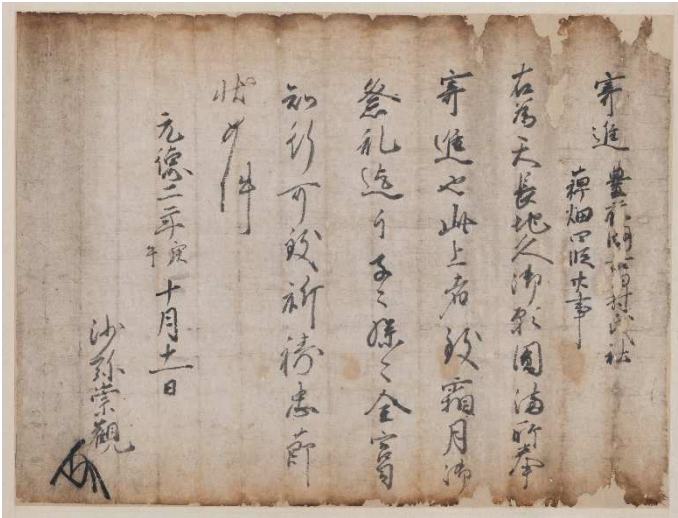
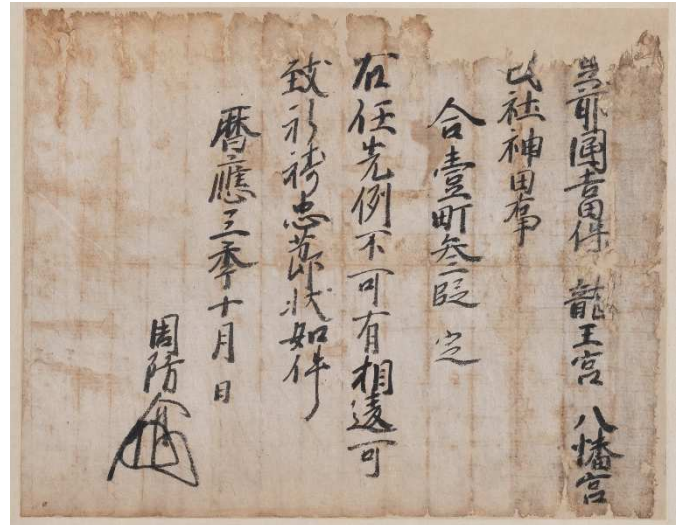


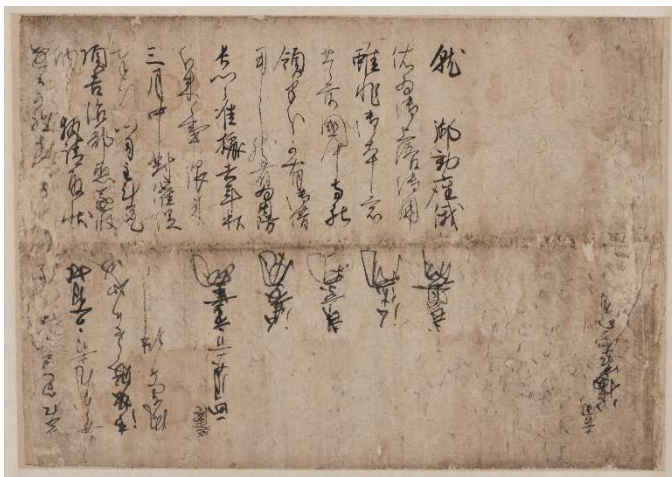
図2 綿都美神社位置図



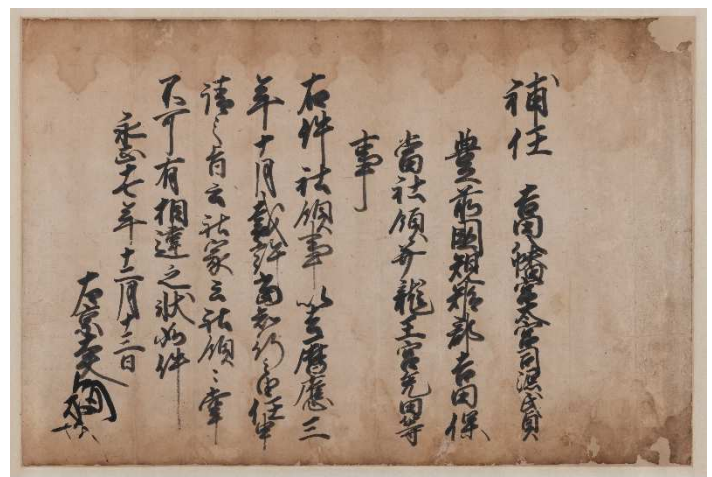
史料番号1 元徳2年（1330）10月11日
「武藤崇観（頼村）寄進状」



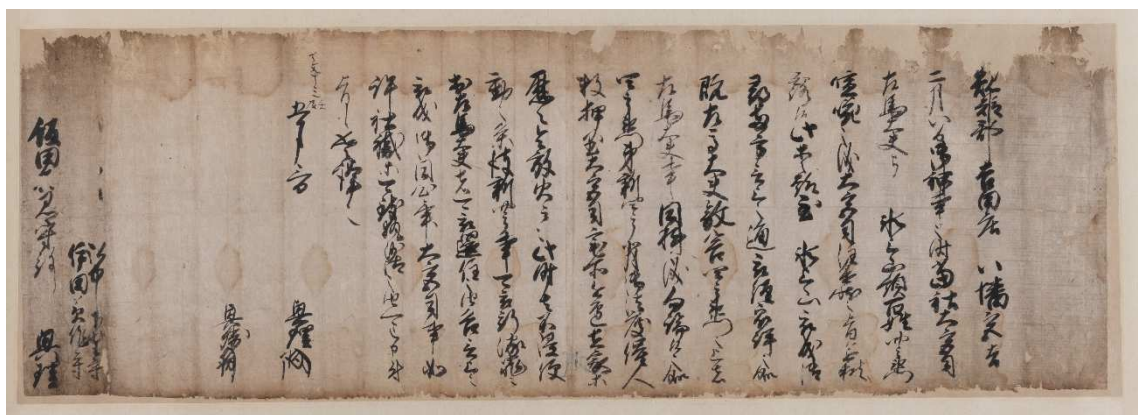
史料番号3 暦応3年（1340）10月日
「周防介某安堵状写」



史料番号8 延徳4年（1492）正月22日
「大内氏（義隆）奉行人等連署奉書」



史料番号13 永正17年（1520）12月13日
「大内義興補任状」



史料番号14 天文13年（1544）5月3日
「大内氏（義隆）奉行人連署書状」

(5) 線香花火製作技術（無形民俗文化財（民俗技術）：みやま市）

1 物件の表示

類型等	無形民俗文化財
名称	線香花火製作技術（せんこうはなびせいさくぎじゅつ）
所在地	みやま市高田町竹飯1950-1
保護団体	線香花火製作技術保存会

2 物件の概要

線香花火製作技術は、「スポ手牡丹^{てぼたん}」（図3・6）及び「長手牡丹^{ながて}」（図4・7）という線香花火を製作する技術であり、現在は、線香花火製作技術保存会（事務局：筒井時正玩具花火製造所）のみが伝統的な工法で両花火の製作を行っている。

元和9年（1623）江戸幕府3代将軍徳川家光が花火を奨励したことをきっかけに、花火は庶民にも広まったが、慶安元年（1648）には隅田川以外の町中や河口以外で花火をすることが禁止された。その後も毎年のように花火を禁じる触れが出されており、花火の人気がかえりかえる。延宝8年（1680）に刊行された江戸俳諧集である『洛陽集^{らくようしゅう}』には、「奥方や線香花火せめて秋」（梅水軒）、「スポ手牡丹^{かんしゅう}や韓湘笑てたちまち花」（千春）と詠まれており、「線香花火」や「スポ手牡丹」の呼称を確認できる。正徳2年（1712）頃出版の『和漢三才図会^{わかんさんさいずゑ}』には「花火」の項目があり、そのなかで、線香花火は、稗の芯を硝石の溶液に入れて煮てから乾燥させ、鉄粉の代わりに檀香^{しきみ}を入れて配合した火薬に飯糊で混ぜて芯に塗布すると記されている。絵画資料では、京都で当世の風俗画を描いた西川祐信^{にしかわすけのぶ}（1671～1750）の『絵本常盤草^{えほんときわぐさ}』（享保15年〔1730〕刊行、図5）に、女性3人が縁台に置かれた線香花火（スポ手牡丹）を觀賞する絵がある。線香花火は、鉢に上向きで5本立てられ、2本に火がついて火花を散らし、残り3本は終わった後のようである。

江戸後期になると、花火製作の技術の発展により現在のような打ち上げ花火による花火大会が開催されるようになるが、線香花火（スポ手牡丹）はそれに先行して成立していた。

その後、和紙の紙繕^{こよ}りに火薬を挟む「長手牡丹」が登場するが、その成立時期は不明である。溪斎英泉^{けいさいえいせん}（1791～1848）の「線香花火」には子どもが線香花火を下向きに持ち、火花を眺める様子が描かれ、これは長手牡丹であると考えられる。長手牡丹は江戸時代末までには出現し、主にスポ手牡丹は関西、長手牡丹は関東で流通するようになったとされる。

竹飯地区の花火製造は、文禄元年（1592）、朝鮮出兵から帰国した立花宗茂^{たちばなむねしげ}が竹飯八幡宮に煙火^{えんか}を奉納したことが始まりと伝えられる。筒井家は柳川藩の砲術を担った家系で、明治5年（1872）頃から筒井駒太郎が花火製造を始めたという。駒太郎の長男福松が大正時代

に玩具花火を製作するようになり、福松の弟子である筒井時正氏が、昭和4年(1929)に筒井時正玩具花火製造所を創業した。玩具花火の製作技術は2代目の筒井正穂^{まさほ}氏から、当代の3代目の筒井良太^{りょうた}氏に受け継がれている。良太氏は、八女の隈本火工で線香花火製作の修行をし、隈本火工の廃業後、道具を受け継ぎ、当製造所で線香花火の製作を始めた。

当製造所でのスポ手牡丹の製作は、一束200本の藁スポを専用の木箱に詰めることから始まる。1箱に約1万本の藁スポが詰められ、大きさを整えて、穴が空いた2枚重ねの鉄板を上からかぶせ、蓋をする。箱をひっくり返し、2枚重ねの鉄板の間にもう1枚鉄板を差し込み、藁スポの足を折って固定する。再び箱をひっくり返し、3枚の鉄板を持ち上げると、鉄板に藁スポが固定される。一つの穴に2本入っている場合は、手作業で丁寧に取り除く。

火薬の原料は天然の松煙、硝石、硫黄、^{にかわ}膠を用いる。松煙は、伐採後30年以上経過した樹脂顔料の多い松の根を不完全燃焼させて作った宮崎県産のものを用いている。固まらないように一晩水に浸けた火薬を50℃で湯煎しながら、櫛の混ぜ棒で丁寧にかき混ぜて全体をなじませる。古い火薬に新しい火薬を継ぎ足して使用している。表面の乾きをとった火薬に、鉄板に立たせた藁スポの先端から約2cmの部分为数秒間浸す(図8)。火薬が適量になるまで数回繰り返す、風を当てて表面を乾燥させる(図9)。

火薬を点薬した藁スポは、屋外の遮光網の下で約3時間乾燥させる(図10)。ひび割れを防ぐため火薬がまだしっとりとしている状態を取り出し、藁スポの大きさごとに揃えてさらに自然乾燥させる。火薬を作る工程は、12月～4月の乾燥した曇天の日が最適である。その期間のスポ手牡丹の生産量は1日平均約3万本、最盛期は5万本にもなる。

長手牡丹は、薄葉紙を片方の幅を広く、もう片方を狭く裁断し、1,000枚に束ねて輪ゴムでしっかりと止める。刷毛で黄色から塗り、青、両端の赤と桃色は直接染料の器に和紙を浸けて刷毛で伸ばす(図11)。染色した方を上にしてなじませながら乾燥させる。紙の幅の広い方の端から1cmの位置に0.08gの火薬を載せ(図12)、右手で薄葉紙を折り曲げ、火薬が広がらないように慎重に包む。「首」の部分の空気を抜きながら、針金のように固く撚る。さらに全体を真っ直ぐな紙縫りになるように一気に撚る(図13)。長手牡丹は熟練した職人で1日500本、年間30～40万本が製作されている。

現在の線香花火はほとんどが外国産であり、国産は生産量全体の1%程度である。国産の長手牡丹の産地は、群馬県、愛知県にあるが、スポ手牡丹は線香花火製作技術保存会のみで作られている。線香花火製作技術保存会では、全国で唯一、伝統的な工程で「スポ手牡丹」と「長手牡丹」との両者を製作しており、その技術は伝統的な線香花火の製作技術を知る上で貴重である。

3 指定の理由

線香花火は、江戸時代から続く日本の夏の風物詩であるが、外国産の普及により伝統的な製作技術は失われつつある。国内で長手牡丹を製作するのは線香花火製作技術保存会を含む3団体、スポ手牡丹の製作は線香花火製作技術保存会のみとなった。同保存会の技術は、我が国の花火の歴史と技術を継承する民俗技術として貴重であることから、福岡県無形民俗文化財として指定し、保護しようとするものである。

【参考文献】

武藤輝彦『日本の花火のあゆみ』（リーブル、2000年）

『かたりべ文庫第18回職人の手仕事 Vol.13 線香花火』（ゼネラルアサヒ、2013年）

新井充監修『花火の事典』（東京堂出版、2016年）

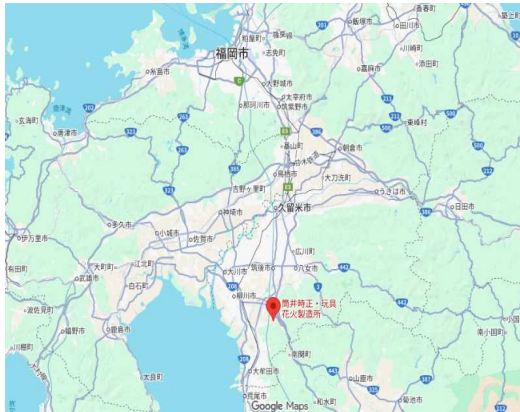


図1 線香花火製作技術保存会
事務局位置図（広域）



図3 スポ手牡丹



図4 長手牡丹



図2 線香花火製作技術保存会
事務局位置図



図5 西川祐信『繪本常盤草3巻』（享保16年、国立国会図書館蔵）



図6 スボ手牡丹



図7 長手牡丹



図8 スボ手牡丹（火薬塗布）



図9 スボ手牡丹（乾燥）



図10 スボ手牡丹（乾燥）



図11 長手牡丹（染め）



図12 長手牡丹（火薬入れ）



図13 長手牡丹（撚り）

(6) 秋月藩主黒田家墓所（記念物（史跡））：朝倉市

1 物件の表示

類型等	記念物（史跡）
名称	秋月藩主黒田家墓所（あきづきはんしゅくろだけぼしよ）
所在地	朝倉市秋月字鳴渡 777 の一部（実測 505.4 m ² ）
土地所有者	宗教法人古心寺 ^{こしんじ}
所有者の住所	朝倉市秋月757

2 物件の概要

本件は、朝倉市秋月に所在する、歴代秋月藩主である秋月黒田家当主とその正室や嫡子が埋葬された遺跡である。

秋月藩は、元和9年（1623）黒田長政の三男黒田長興^{ながおき}が、兄の2代福岡藩主黒田忠之^{ただゆき}から夜須・下座・嘉麻3郡のうち5万石を分与されて成立したものである。城主格とみなされ、福岡藩主の代行として長崎警護を務めた藩主もいた。12代まで秋月黒田家による支配が続き、明治4年（1871）の廃藩置県により秋月県となり、同年11月に福岡県に編入された。

本物件が所在する古心寺は、秋月黒田家の菩提寺として初代藩主の長興が、父黒田長政の菩提を弔うために正保4年（1647）に建立した、臨済宗大徳寺派の寺院である。山号・寺号は長政の戒名である「興雲院古心道卜^{こううんいんこしんどうぼく}」から、興雲山古心寺と名付けられた。寛文5年（1665）に長興が死去すると、江戸の祥雲寺^{しょううんじ}とともに古心寺にも墓所が設けられ、以後歴代当主の墓所となった。古心寺は、『筑前国続風土記附録』に「仏堂四間六間」と記載され、本堂、庫裡、鐘楼、山門、土塀など堂々とした寺構えが描かれている。しかし、明治期になると、秋月黒田家による庇護がなくなり、寺の維持が困難となって規模が縮小し、現在の本堂は昭和46年（1971）の建立で、『筑前国続風土記附録』に描かれた寺構えは残っていない。

この古心寺の北西側の山手には、黒田長政に加え、初代長興から12代長徳^{ながのり}までの歴代秋月黒田家当主と正室、嫡子の墓所が設けられており、葬られた人物は全て判明している（図2）。墓石は全て花崗岩製で、23基中16基が250cm程度の高さの頂部に笠がつき、台石まで含めると高さ300cmを超える巨大なものもある。墓石は、長興以来の形態を継承しているが、代ごとの細かな型式の変遷を追うことができる。そのほかには五輪塔形式の墓が6基と宝篋印塔^{ほうきょういんとう}が1基ある。なお、墓域の壁際及び廟門の側の灯籠は、本来墓石に伴っていた可能性が高い。

また、墓所の入口には廟門が設けられ、さらに墓域を区画する塀（石垣と土塀）を確認できる。特に墓所北側（山に面する側）の石垣は改築の痕跡がなく、墓所築造時のものが残ってい

る。この塀は、花崗岩を主体とした石材を布積によって積み上げ、隙間を片岩等の小石で充填し、その上に土塀を設け、瓦を葺く構造である。なお、土塀の一部は、経年劣化や雨水の影響等で著しく劣化が進んでおり、早急な保護措置が必要である。

明和5年(1768)の『^{あきづきごじょうかす}秋月御城下図』によると、古心寺に「御廟所」と記された一定の区画が示されており、少なくとも明和5年から墓域が変わっていないことがわかる。

なお、『秋月藩主記録』と『黒田家譜』、『^{きつき}木付日記』、『秋城御年譜』によると、初代長興と3代^{ながのり}長軌は遺髪が、2代^{ながしげ}長重、4代^{ながさだ}長貞、6代^{ながよし}長恵、8代^{ながのぶ}長舒、9代^{ながつぐ}長韶は遺骸が古心寺に葬られている。また、10代^{ながもと}長元について、「秋月に病卒す」という記述があるので、古心寺に葬られている可能性が高い。また、5代^{ながくに}長邦と7代^{ながかた}長堅は江戸祥雲寺に葬られ、11代^{ながよし}長義は「江戸において病卒す」という記述がある。

3 指定の理由

以上のように、古心寺には黒田長政に加え、初代から12代長徳までの歴代秋月黒田家当主と正室、嫡子の墓及び廟門や背面石垣、灯籠等、墓域が一体としてよく残り、江戸時代における城主格の大名墓として威厳と風格を備えた景観である。

歴代藩主を中心とする墓域が一体として当時のまま残っている事例は貴重であり、福岡県における幕藩体制下の大名の墓制や葬制を知る上で重要であることから、福岡県指定史跡として指定し、保護しようとするものである。

【参考文献】

- 『朝倉市文化財保存活用地域計画』（朝倉市教育委員会、2024年）
- 『秋月』甘木市文化財調査報告書第7集（甘木市教育委員会編、1980年）
- 甘木市史編纂委員会『甘木市史 上巻』（甘木市、1982年）
- 甘木市史編纂委員会『甘木市史 下巻』（甘木市、1981年）
- 甘木市史編纂委員会「秋城御年譜二」『甘木市史資料 近世編第1集』（甘木市、1983年）
- 甘木市史編纂委員会「木付日記三」『甘木市史資料 近世編第1集』（甘木市、1983年）
- 伊東尾四郎編「九 秋月藩主記録」『福岡県史資料（第二集）』（名著出版、1972年）
- 伊東尾四郎編「八 秋月藩主記録」『福岡県史資料（第八集）』（名著出版、1972年）
- 加藤一純・鷹取周成編『筑前国続風土記附録（上巻）』（文献出版、1977年）
- 加藤隆『幕藩体制期における大名家格制の研究』（近世日本城郭研究所、1969年）
- 川添昭二・福岡古文書を読む会『黒田家譜 第七巻（上）』（文献出版、1984年）
- 小林忠蔵・内田忠左衛門『秋月御城下図』（1768年）
- 時津裕子「近世墓に見る階層性」『日本考古学』第9号、pp.97-122、（日本考古学協会、2000年）
- 『福岡県史 第二巻下冊』（福岡県、1963年）
- 『秋月街道』福岡県文化財調査報告書第195集（福岡県教育委員会、2004年）
- 『武家格例式』（1836年）



図1 秋月藩主黒田家墓所の位置図

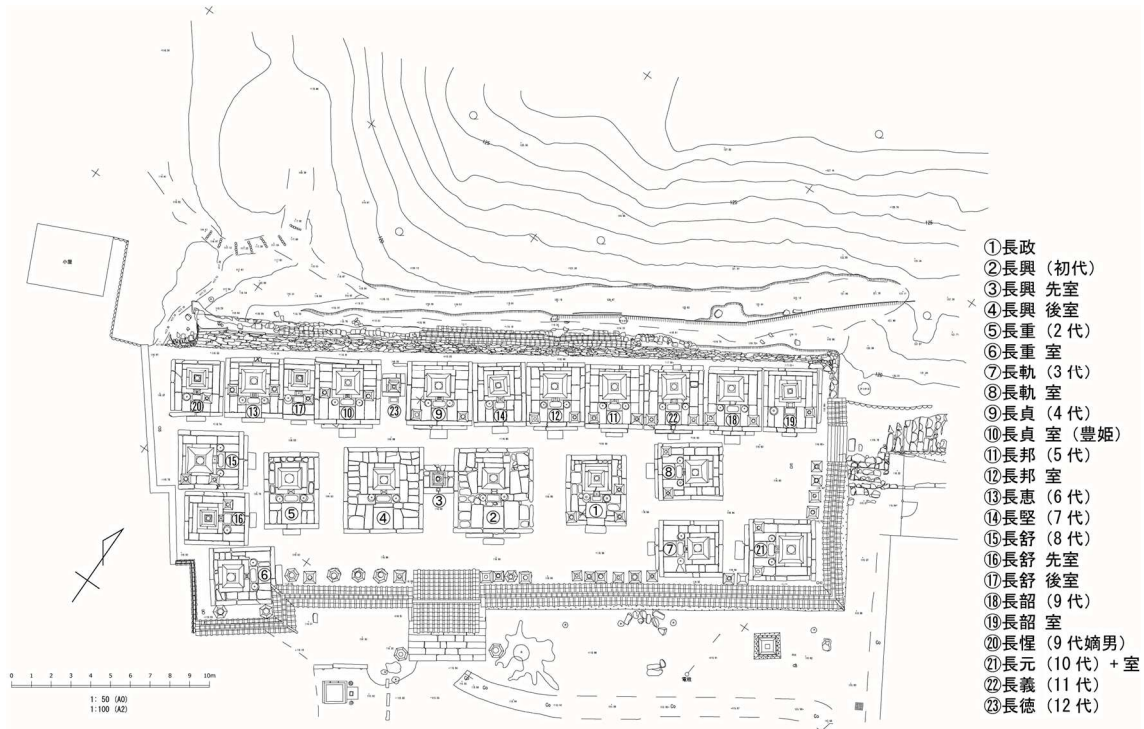


図2 秋月藩主黒田家墓所 配置図

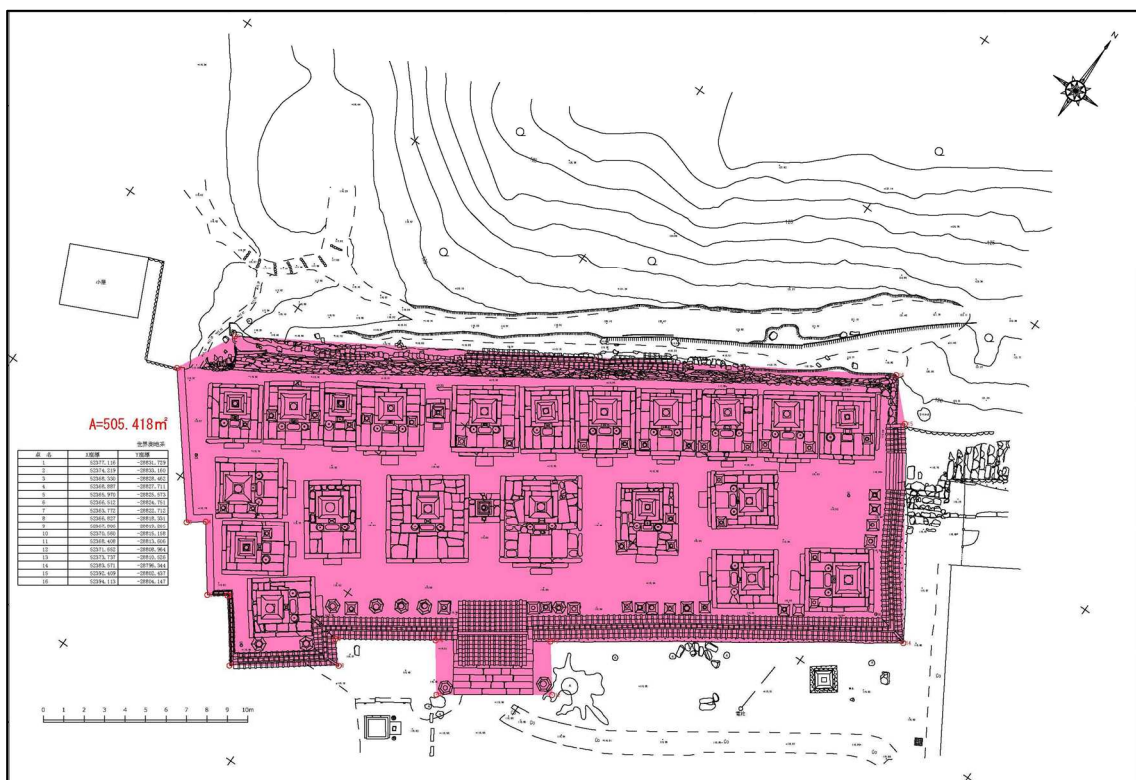


図3 秋月藩主黒田家墓所 指定範囲（色塗部分）



図4 秋月藩主黒田家墓所（南から）

(7) 関門層群脇野亜層群産出魚類化石群（記念物（天然記念物）：北九州市）

1 物件の表示

類型等	記念物（天然記念物〔地質鉱物〕）
名称	関門層群脇野亜層群産出魚類化石群 (かんもんそうぐんわきのあそうぐんさんしゅつぎよるいかせきぐん)
員数	18点
所在地	北九州市立自然史・歴史博物館 (北九州市八幡東区東田2-4-1)
所有者	北九州市(小倉北区域内1-1)

2 物件の概要

本件は、関門層群脇野亜層群から産出した淡水魚類化石群で、①アオキイクチス・ウエノイ、②アオキイクチス・オオタイ、③アオキイクチス・チャンガエ、④アオキイクチス・トリヤマイ、⑤アオキイクチス・プレドーザリス、⑥コクライクチス・トクリキ、⑦チュウシュンイクチス・ヤナギダイ、⑧チュウシュンイクチス・ヤポニクス、⑨ディプロミスタス・アルティソムス、⑩ディプロミスタス・コクラエンシス、⑪ディプロミスタス・プリモティヌス、⑫ニッポンミア・サトウイ、⑬パラレプトレピス・エレガンス、⑭パラレプトレピス・キクチイ、⑮ユンカンイクチス・マクロドン、⑯レピドテス・マクロプテルス、⑰ワキノイクチス・アオキイ、⑱ワキノイクチス・ロブスタスの18種18点のホロタイプ標本からなる。ホロタイプ標本とは生物種を指定し、学名の基準となる世界唯一の標本で、研究機関で恒久的に収蔵保管される標本である。

関門層群脇野亜層群は中生代白亜紀前期（約1億2000万年前）に堆積したとされている淡水性の堆積層で、下位から順に道原層（第1層）、高津尾層（第2層）、蒲生層（第3層）、熊谷層（第4層）からなる。北部九州から山口県西部にかけて分布し、「古脇野湖」と呼ばれる大きな湖の堆積層とされる。高津尾層を除く3層からは、それぞれ異なる魚類化石群が発見されている。道原層から5属9種（①～⑦、⑫、⑯）、蒲生層から2属4種（⑬、⑭、⑰、⑱）、熊谷層から4属6種（⑧～⑪、⑮、⑲）が産出しており、当時の魚類相の変遷を知ることができる。道原層の魚類に由来する種は蒲生層・熊谷層に存在せず、高津尾層からは魚類の化石が発見されていないことから、道原層の末期又は高津尾層の初めに古脇野湖の魚類は一度絶滅したと考えられる。また、韓国の慶尚層群から脇野亜層群と同種の化石（⑰）が産出しており、同時代のユーラシア大陸の淡水魚類化石群との関係がうかがえる。

⑩ディプロミスタス・プリモティヌスは昭和 51 年 (1976) に、⑪ディプロミスタス・コクラエンシスは昭和 52 年 (1977) に北九州市小倉北区の山田緑地で発見された。北九州市教育委員会による発掘調査によって熊谷層の基底より約 100m の位置に産出し、化石産出層が広範囲に広がることが明らかになった。その後、昭和 54 年 (1979) に新種として発表され、白亜紀の淡水魚類化石として日本で初めて学名が与えられた種となった。⑩・⑪は世界で最も早期の産出記録であり、ニシン科魚類の進化を研究する上で重要である。さらに、中国浙江省でも同属の産出報告があり、中生代後期のユーラシア大陸における古生物地理及び古脇野湖といわれる同層群の地史を考察する上でも重要な資料である。なお、自然史研究の拠点となる北九州市立自然史博物館 (現在の北九州市立自然史・歴史博物館の前身の一つ) は、この化石の発見が契機となって設立された。

オステオグロッサム目 (アロワナ目) の新属アオキイクチス属の新種 5 種 (①～⑤) 及びアミア目の新属新種ニッポンアミア・サトウイ (⑫) は、白亜紀前期の両目の魚類化石として日本では唯一の産出事例である。⑦チュウシュンイクチス・ヤナギダイ、⑧チュウシュンイクチス・ヤポニクスは、イクチオデクテス目の新種に分類され、体型や各鱗の位置関係等から中国のジュラ紀後期のメソクルペア属や白亜紀前期のチュウシュンイクチス・トサンダリングゲンシスとの近縁性が認められる。

このように、本件は白亜紀前期の淡水魚化石である点、軟体部も含めた全身骨格が残っている点において希少な標本である。さらに、魚の種の起源を考える上で不可欠な化石であり、今後の中生代の淡水魚類研究の進展において重要な位置を占める。かつ、まとまった淡水魚類化石のホロタイプ標本として県内唯一の標本群である。

3 指定の理由

中生代の同一層において 18 種 (日本固有種 17 種) もの新種の淡水魚類化石が発見されたことは、国内でも希少な産出事例である。さらに、同時代のユーラシア大陸との魚類化石と比較することができ、北部九州と大陸との関係性、特に当時の生物相や環境を比較・推定する上で重要であることから、福岡県指定天然記念物として指定し、保護しようとするものである。



⑩ディプロミスタス・
コクラエンシス



⑪ディプロミスタス・
プリモティヌス



⑬パラレプトレピス・エレガンス



⑫ニッポンアミア・サトウイ



⑬パラレプトレピス・
キクチイ



⑮ユンカンイクチス・
マクドドン



⑯レピドステス・マクロプテルス



⑰ワキノイクチス・アオキイ



⑱ワキノイクチス・ロボスタス

図2 関門層群脇野亜層群産出魚類化石群 (⑩~⑱)

2 追加指定兼名称変更案件

(1) 大濱流灌頂大燈籠絵 附 大燈籠絵箱 一箇 (有形民俗文化財：福岡市)

1 物件の表示

類型等	有形民俗文化財
名称	大濱流灌頂大燈籠 (おおはまながれかんじょうおおとうろう)
員数	9点
所在地	大博町一区～六区集会所 (福岡市博多区大博町8・5) 福岡市博物館 (福岡市早良区百道浜3・1・1)
所有者	大濱流灌頂継承保存会
所有者の住所	福岡市博多区大博町8・5

追加指定兼名称変更後の物件表示

類型等	有形民俗文化財
名称	大濱流灌頂大燈籠絵 附 大燈籠絵箱 一箇 (おおはまながれかんじょうおおとうろうえ ついたり おおとうろうえばこ 1こ)
員数	22点
所在地	大博町一区～六区集会所 (福岡市博多区大博町8・5) 福岡市博物館 (福岡市早良区百道浜3・1・1)
所有者	大濱流灌頂継承保存会
所有者の住所	福岡市博多区大博町8・5

2 物件の概要

大濱流灌頂は、宝暦5年(1755)の水難や翌年の疫病の流行により亡くなった人びとの霊を供養するために始まったとされ¹⁾、行事の主目的は、新仏を含む有縁無縁の霊を弔う施餓鬼供養である。一方、過去には造り物、そして現在も掲げられる大燈籠や地区の家々で飾られる花笠灯籠など、人びとの関心を集める要素が追加され、大規模な行事として発展、継承されてきた。福岡市を代表する施餓鬼供養の行事で、現在は博多区大博町において8月24日～26日の3日間行われ、道辻には4基の大燈籠が飾られる。大燈籠に貼られる燈籠絵には、武者絵や説話の一場面等が描かれている。海老崎雪溪が描いた燈籠絵が昭和33年(1958)7月26日に県指定(民俗資料)、平成14年(2002)4月5日、平成16年(2004)3月5日に追加指定され、現在9点が県指定有形民俗文化財となっている。このうち3点

が保管のため福岡市博物館に寄託されている。

今回の追加指定は、一得齋^{いつとくさいたかきよ}高^{たか}清^{きよ}が描いた「大徳寺^{だいたくじしやうこう}焼香^{のす}之^の図^ず」・「羽柴七雄士^{はしちゆうししゅうかい}集会」等の燈籠絵 13 点（指定番号 10～22）及び燈籠絵が保管されていた木箱 1 箱である。

一得齋高^{たか}清^{きよ}は、水車橋（博多区中洲二丁目）に居住する浮世絵師であった。生没年は不明だが、明治 12 年（1879）から明治 31 年（1898）の作品が確認されている。絵馬や参考書・新聞の挿絵、商家の引き札を製作するなど、伝統的な行事に限らず、明治時代の新しい生活文化と深く関わる仕事をしていたことが知られている。

高^{たか}清^{きよ}が描いた「大徳寺^{だいたくじしやうこう}焼香^{のす}之^の図^ず」（指定番号 10、明治時代中期）は織田信長の葬儀で、羽柴秀吉が信長の孫の三法師を抱いて誰よりも先に焼香し、自身を信長の後継者と印象付ける場面である。よく似た構図の浮世絵が複数あるが、月岡^{つきおか}芳^{よし}年^{とし}の作品と比べると、本図は秀吉の顔貌を高貴に描く点に特徴がある。「羽柴七雄士^{はしちゆうししゅうかい}集会」（指定番号 11、明治時代中期）は、賤ヶ岳^{しずがたけ}の戦いで活躍した秀吉配下の武将 7 人を描いている。両図は既指定の雪溪の作品よりも大型で、大濱流灌頂で使用される燈籠絵の中で最大である。さらに、高^{たか}清^{きよ}の活動時期（明治 12～31 年）を考慮すると、両図は時期が明らかな明治 40 年（1907）の雪溪の作品「毛利元就敵ノ間者ヲ捕ヘテ海ニ投ジ陶晴賢ヲ巖島ニ攻ム」（既指定）以前に描かれた可能性が高い。両図はほぼ同じ大きさであり、表と裏に対で飾られていた可能性がある。

竹雲^{ちくうん}作の「本能寺^{ほんのうじかつせん}合戦」（指定番号 12、近代）は、本能寺の変で奮戦する織田信長とその家臣を描く。落合^{おちあい}芳^{よし}幾^{いく}の浮世絵を翻案した絵であるが、原画が人形浄瑠璃や歌舞伎の演目「絵本^{えほん}太^{たい}功^{こう}記^き」にならって歴史上の人物名を避けているのに対し、本図では実在の人物名を記している。

他の燈籠絵は作者不明であるが、全て近代の作品である。今回、新たに発見された 2 点は、縦 11 段、横 15 行の計 165 枚の和紙で作られており対になると考えられる。継目が外れ、欠損もあるが、画題はそれぞれ「本能寺の変」「賤ヶ岳の戦い」と推測できる。右下に「鶴城」とあることから、福岡出身の日本画家半田^{はんた}鶴^{かく}城^{じょう}（1873～1945）の作品である可能性も指摘されている。

燈籠絵が保管されていた木箱は、蓋裏上段に「昭和八年七月十五日新造之／絵師海老崎雪溪／町総代／吉田浅次郎／衛生組長／立石利七」とあり、下段に「組総代／林七蔵」ほか 8 名の名前がみえる。大濱流灌頂の組織と燈籠絵の保管方法を示す資料である。

このように、本件は、既指定品とともに大濱流灌頂の行事の特徴を理解するための資料として貴重である。

3 追加指定兼名称変更の理由

本件は、大濱流灌頂継承保存会で保管され、実際に使用されてきた燈籠絵である。既指定の海老崎雪溪の作品だけでなく、一得斎高清ほか作者不明の作品及び大燈籠絵箱についても大濱流灌頂の行事を理解する上で不可欠な資料であることから、追加指定とともに名称変更を行うものである。

【註釈】

- 1) 東長寺（博多区御供所町）を隠居した僧侶が豎町浜（博多区大博町・下呉服町）に知足庵を結び、東長寺の僧侶たちを招いて行ったとも、町の人びとが被害を目の当たりにして東長寺に依頼したともいわれている。

【参考文献】『特別展 大燈籠絵』、(福岡市博物館、2024年)



指定番号 10 大徳寺焼香之図（福岡市博物館提供／山田満穂撮影）



指定番号 11 羽柴七雄士集会（福岡市博物館提供／山田満穂撮影）



指定番号 12 本能寺合戦 (福岡市博物館提供／山田満穂撮影)



指定番号 13 酒呑童子退治 (福岡市博物館提供／山田満穂撮影)



指定番号 14 木曾義仲法住寺殿焼討 (福岡市博物館提供／山田満穂撮影)



令和8年2月9日

福岡県教育委員会 殿

福岡県文化財保護審議会会長



福岡県指定文化財の指定について（答申）

このことについて、福岡県文化財保護審議会条例（昭和50年福岡県条例第41号）第2条の規定に基づき、別紙のとおり答申します。

1 新規指定案件

類型等	名称	市町村	答申内容
有形文化財 (建造物)	櫻井大神宮	糸島市	指定することが適当である。
有形文化財 (絵画)	紙本著色戸次道雪像 附 旧 表具 一点	柳川市	指定することが適当である。
有形文化財 (絵画)	紙本著色立花宗茂像 附 旧 箱 一箇 旧表具 一点	柳川市	指定することが適当である。
有形文化財 (古文書)	平野家文書	北九州市	指定することが適当である。
無形民俗文化財 (民俗技術)	線香花火製作技術	みやま市	指定することが適当である。
史跡名勝天然記念物 (史跡)	秋月藩主黒田家墓所	朝倉市	指定することが適当である。
史跡名勝天然記念物 (天然記念物)	関門層群脇野亜層群産出魚類 化石群	北九州市	指定することが適当である。

2 追加指定兼名称変更案件

類型等	名称	市町村	答申内容
有形民俗文化財	大濱流灌頂大燈籠絵 附 大 燈籠絵箱 一箇	福岡市	追加指定及び名称変更することが適当である。